

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	交通安全基本計画策定事務			事業コード	107
所属コード	046000	課等名	市民活動推進課	係名	交通安全防犯係
課長名	小原雄二	担当者名	晴山満	内線番号	2112
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	安全な暮らし	コード	2
	施策	市民生活を守る安全対策の充実	コード	3
	基本事業	交通安全の推進	コード	1
予算費目名	一般会計 2 款 1 項 8 目 交通安全啓発事業 (001-08)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 45 年度	
根拠法令等	交通安全対策基本法第 18 条及び第 26 条			

(2) 事務事業の概要

交通安全を総合的に推進するため計画を策定した。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

交通安全対策基本法第 18 条及び第 26 条による。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

交通安全対策基本法の第 26 条が一部改正となった。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

平成 18 年度に策定した第 8 次盛岡市交通安全計画

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 見込み
A 実施計画書の作成件数	件	1	1	1	1	0
B 実施計画に対する実績書の作成件数	件	1	1	1	1	0
C						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

第 8 次盛岡市交通安全計画に基づく年次実施計画に対する実績を各機関に照会及び報告を行った。

第 9 次盛岡市交通安全計画を作成した。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21 年度 実績	22 年度 実績	23 年度 計画	23 年度 実績	26 年度 目標値
A 年次計画照会数	件	23	23	23	23	0
B 実績照会数	件	23	23	23	23	0
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

交通情勢及び社会変化に応じた交通安全計画を策定する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 年次実施計画策定率	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	100	100	100	100	0
B 実績報告書策定率	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	%	100	100	100	100	0
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	350	350	350	350
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	14,000	14,000	14,000	14,000
計	トータルコスト A+B	千円	14,000	14,000	14,000	14,000
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

市民の生活全般に関わることであり、計画の策定は効果的な計画推進に必要である。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

交通安全対策基本法に定められた事務を実施しないこととなる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

交通事故原因の分析を行うことで、効果的な実施計画の策定が可能となる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

計画策定に関し、受益者負担にそぐわないため。

(4) 効率性評価

電子メール等による人件費の削減

4 事務事業の改革案（Plan）

(1) 改革改善の方向性

交通安全計画（5カ年計画）及び交通安全実施計画（年次）について、平成23年8月の交通安全対策基本法の一部改正により作成が努力項目となったため、平成24年度以降において交通安全実施計画の作成は廃止する。なお、交通安全計画は引き続き作成する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

関係機関，関係部署への調整が必要となる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

平成 23 年度から 27 年度までの 5 カ年を計画期間とする第 9 次盛岡市交通安全計画を策定したが、各年度において目標に向けた達成状況を検証しながら取組んでいく必要がある。